

## 基幹統計調査の承認の状況

(平成 27 年 3 月 1 日～ 3 月 31 日分)

平成 27 年 4 月 23 日  
政策統括官(統計基準担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
賃金構造基本統計調査	厚生労働大臣	<p>承認事項の変更</p> <p>平成 27 年の調査からの実施に当たり、以下について変更</p> <p>① 調査対象の範囲のうち「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和 23 年法律第 257 号）第 2 条第 3 号に規定する特定独立行政法人等」を「行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和 23 年法律第 257 号）第 2 条第 1 号に規定する行政執行法人」に変更</p> <p>② 母集団情報を「平成 21 年経済センサス基礎調査」による事業所名簿から「事業所母集団データベース」による事業所名簿に変更</p> <p>③ 東日本大震災の影響に伴う調査票の提出時期の延期に係る事項を削除</p>	H27. 3. 3
医療施設調査	厚生労働大臣	<p>承認事項の変更</p> <p>本調査のうち平成 27 年 4 月からの医療施設動態調査の実施に当たり、調査方法について変更</p> <p>① 医療施設の開設者が国の場合の開設等に関する調査票の作成を厚生労働大臣から都道府県知事等に変更</p> <p>② 保健所を設置する市のうち指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市をいう。）の市長は、従前の管轄区域内における診療所に加えて病院の開設等に関する調査票を作成</p> <p>※ 上記①及び②の変更は、地域の自主性及び自立性を高</p>	H27. 3. 26

		めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 26 年法律第 51 号）を受け、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に基づく病院の開設許可等に係る事務・権限が国から地方公共団体、都道府県から指定都市に移譲されることに伴うもの。	
--	--	--	--

（注）本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、「軽微な変更」として統計委員会への諮問にかからなかったものを整理している。